



お知らせ

銃刀法の改正に伴い、申請書式や提出する添付書類の内容や部数等が大きく変わりました。

3月1日以降に新規所持許可申請や更新申請等の各種申請をする方は間違えのないようにご注意をお願いします。

変更点は次のとおりです。

《添付書類関係》

- **顔写真のサイズ変更**
ライカ版(縦 3.6 cm×横 2.4 cm)→運転免許証と同サイズ(縦 3.0 cm×横 2.4 cm)
- **提出する写真の削減**
2枚 → 1枚 猫銃等講習会申込み、他府県からの許可証書換申請
2枚 → 0枚 技能講習受講申込み
- **戸籍抄本添付の廃止**
本籍地の記載ある住民票(家族全員分記載のもの)を提出してください。
- **誓約書の廃止**
誓約書を提出するかわりに、誓約内容を確認して、申請書に新設された欠格事由欄にチェックする形に変わります。
- **各種添付書類の省略**
〔すでに猫銃等の許可を受けている公安委員会に対し新たに所持許可申請を行う場合
基本銃以外の更新(新たな許可証の交付を伴わない場合の更新)を行う場合
教習修了証明書の交付を受けてから1年を経過していない方が所持許可申請を行う場合〕
→ **医師の診断書以外(同居親族書、身分証明書、住民票の写し、経歴書)の書類を省略することができます。**

《医師の診断書関係》

- 現行の精神保健指定医だけでなく、「過去に申請人の心身の状況について診断をしたことがある医師(かかりつけの医師)」(歯科医師を除く。)が作成した診断書でも可能となります。
↳ 申請の際、過去に診断を受けたことがあるという証明(初診日の記載された診察券、過去の領収書等)の提示をお願いします。
- 診断書の有効期間は3ヶ月としますが、有効期間内であれば繰り返し使用可能となります。

《認知機能検査関係》

- 現行では、有効期間満了日の2ヶ月前から1ヶ月前の間に道路交通法の認知機能検査を受検した場合は、銃刀法の検査を受検したとみなしていますが、この受検期間が
5ヶ月前から1ヶ月前
に延長されます。

《技能講習の講習内容の変更》 本年4月1日から

- 現行の実技試験重視から安全操法等の指導に重点を置く内容に変更されます。
 - ・ 減点方式を改め、指導員等が射撃姿勢や射撃動作等について指導を行う。(指導を受けたにもかかわらず所定の動作ができない者は修了証明書の交付を受けられない。)
 - ・ 射撃回数の変更(現行20回まで→改正10回以上)
 - ・ ライフル銃の標的のサイズ変更(現行16.6cm→改正33.3cm)
 - ・ 射撃姿勢の追加 等々



所持銃の更新時期を合わせましょう。
そうすると、いろいろなメリットがありますよ。
許可証が新しく変わる更新の際に、更新以外の銃を自己譲渡すると更新時期が揃うよ。

【メリット】

- ★医師の受診が一回ですむ。
(診断料の節約)
- ★更新申請の提出が一回でよい。
- ★申請に伴う手数料が同時申請に伴い減額される。

【デメリット】

時期を統一するとすっかり更新を忘れた場合、全ての銃が失効してしまい、継続10年が途切れてしまう可能性がある。(更新時期がバラバラだと1丁更新忘れをしても他の銃が生きているので継続10年が途切れない。)

新様式(3月1日以降)については、ホームページ上に掲載していますので、印刷して使用してください。

～不明な点の問合せ先～
お住まいを管轄する警察署